

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	大阪市 児童福祉施設等への入所者に係る費用徴収金の徴収事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪市は、児童福祉施設等への入所者に係る費用徴収金の徴収事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析した上で、当該リスクを軽減させるための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

児童福祉施設等への入所者に係る費用徴収金の徴収事務では、委託先による特定個人情報の不正入手・不正使用等への対策として、委託契約書にデータ秘密保持事項を明記し、委託先における情報保護管理体制の確認及びデータ保護に関する規定の確認を行うとともに、委託事業者に秘密保持に関する覚書を提出させている。

評価実施機関名

大阪市長

公表日

平成30年11月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童福祉施設等への入所者に係る費用徴収金の徴収事務
②事務の概要	児童福祉法による徴収金の認定及び徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ①費用の徴収に係る負担能力の調査・認定 ②徴収金の徴収管理事務 ・各区役所が、本人又はその扶養義務者から負担能力に応じ、措置費用の全部又は一部を徴収する。
③システムの名称	総合福祉システム(児童福祉施設徴収金システム)、統合基盤システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
助産施設入所関連情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)第9条第1項別表第一第7の項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「番号法別表第一の主務省令」という。)第7条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】①番号法第19条第7号別表第二第16の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「番号法別表第二の主務省令」という。)第12条 【情報提供】①番号法第19条第7号別表第二第56の2・57・116の項 ②番号法別表第二の主務省令第30条、第31条、第59条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども青少年局子育て支援部こども家庭課
②所属長の役職名	こども青少年局長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市総務局行政部行政課(情報公開グループ)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市こども青少年局子育て支援部こども家庭課 電話: 06-6208-8032 ファックス: 06-6202-6963

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明